

令和3年第2回定例会

北本市予算決算常任委員会  
総務文教分科会会議録

令和3年 6月 4日 開 会

北本市議会

## 予算決算常任委員会総務文教分科会

1. 開会年月日 令和3年6月4日(金) 午前9時40分
2. 出席委員 日高英城 会長 中村洋子 副会長  
金森すみ子 委員 岡村有正 委員  
保角美代 委員 大嶋達巳 委員  
加藤勝明 委員
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの  

新井信弘	行政経営部長	長嶋太一	行政経営部 副部長兼 財政課長
田中正昭	総務部長	加藤浩	総務課長
大竹達也	教育部長	櫻井猛博	教育総務課長
和泉健	学校教育課長	山下健	学校教育課 副課長

### 事務局職員出席者

佐藤絵美 主査

開議 午前 9時40分

○日高英城会長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会総務文教分科会を開会いたします。

議事に入る前に、分科会の傍聴について申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項の規定を準用し、議員を含め、3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

本分科会に送付されました案件は、議案1件です。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

日程第1、議案第41号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第5号）のうち、行政経営部関係の審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

補正予算書、歳入、5ページ、財政調整基金繰入金に関しまして、質疑のある委員の発言を求めます。

保角委員。

○保角美代委員 まず、新型コロナ関係で臨時交付金を当て込んで、その前に財調からということで繰り入れているのだと思うのですが、財政調整基金の残高と、今回の補正で繰り入れた

4,918万7,000円のうち、コロナの関係で後々交付税で入ってくる分はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

○日高英城会長 長嶋課長。

○長嶋太一行政経営部副部長兼財政課長 財政調整基金の残高ですけれども、予算が可決されますと6億4,437万4,000円となります。

あと、2つ目の質問でございますけれども、今回の予算の中で地方創生臨時交付金の対象と思われる事業が、合計が5,661万5,000円となります。

以上でございます。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 今、残高をお伺いしたのですが、今年度に入って、臨時会もありましたよね。そこで財政調整基金は繰り入れたんですけど、たしか、繰り入れていると思うのですが、今年度に入って繰り入れた額の合計を教えてくださいなればと思います。

あと、今、交付税措置される金額が5,600万程度ということで答弁がありましたが、補正額との違いについてお伺いします。

○日高英城会長 長嶋課長。

○長嶋太一行政経営部副部長兼財政課長 財政調整基金の今年度の繰入れ額は、当初予算で7億で議案提出させていただいたんですけども、修正がありましたので、そこで6億8,808万8,000円に、7億円から修正になっておりまして、その後、補正第2号で100万円、それから補正第4号、これは専決処分のプレミアム商品

券の関係ですけれども、これが4,075万円ちょうど、今回が4,918万7,000円という状況になっております。

大体、交付金の対象となる事業をやっておりますけれども、今回の例えばGIGAスクール関係の著作権使用料などは交付金の対象とならないものがありますので、そこで繰入金と後で頂く交付金の金額とは多少差異がある状態になっております。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 交付金で返ってくる分のほうが今、金額的には多かったので、対象にならないんだったら少なくなるはずで、交付金で返ってくるほうが多いというのは、その前の2号とか4号とか、その分も入っているんですかね。補正で、2号、4号で使ったというか、繰り入れた分も入って5,661万ということなんですかね。

○日高英城会長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時48分

○日高英城会長 休憩を解いて再開いたします。

長嶋課長。

○長嶋太一行政経営部副部長兼財政課長 すみません、失礼しました。

今回、歳入のほうで、過去の市民課の社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですとか、あと教育部の公立学校情報機器整備費補助金、これが入ってくるので、当初予算で歳出だけ計上していたものを今回歳入で計上しているので、その分、財政調整基金に戻す形で少なくなって

いるということです。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

○中村洋子委員 関連なんですけど、国からはいつ頃、そういった交付金は入ってくるんでしょうか、随時入るんでしょうか。

○日高英城会長 新井部長。

○新井信弘行政経営部長 交付金の関係ですけれども、この7月に交付申請の時期がございます。その後に交付決定がされることによりまして、後ほど会計処理として市に入ってくるという形となっております。したがって、7月以降の申請ということになります。

○日高英城会長 中村委員。

○中村洋子委員 そうすると、財政調整基金が6億9,000万円、6億4,000万円、6億8,000万円——の残高で、理想とすると、これからいろいろお金が出るというところの繰入れという点では必要とするかと思うんですけれども、これから財政調整基金の見込みとしてはどうなんですか。

○日高英城会長 長嶋課長。

○長嶋太一行政経営部副部長兼財政課長 例年ですと、この先も必要経費が出てきますので、財政調整基金から取り崩して繰り入れることがあろうかと思います。

○日高英城会長 中村委員。

○中村洋子委員 では、最終的に決算をしなければ、財政調整基金がどれくらいになるかというのは分からないという状況ですかね、見通しと

しては。

○日高英城会長 長嶋課長。

○長嶋太一行政経営部副部長兼財政課長 9月で令和2年度の決算の状況が出てきますし、そこで戻すところもあるでしょうし、今後どのような、コロナの状況があって、どういう事業をやっていくかというところにもかかってくるので、終わってみたいと分からないというところが正直なところだと思います。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○日高英城会長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は9時55分といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時55分

○日高英城会長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2、議案第41号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係の審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

補正予算書、歳入、5ページ、土地売払収入、歳出は6ページ、一般管理費に対し、質疑のある委員の発言を求めます。

質疑はございませんでしょうか。

保角委員。

○保角美代委員 まず、5ページの土地売払収入ということですが、どこの土地をどのぐらい売り払うのか、どちらに売り払うのか、お伺いいたします。

それと、6ページの一般管理費の庶務事務システムの導入をすることですが、このシステムを導入することでどのような利点があるのか、お伺いいたします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 まず、歳入につきましては、埼玉県との契約の中で、県道下石戸上菖蒲線になります。そちらの北側の部分80.87平米の面積を売るものになります。そちらのほうの市有地の売払に関するものになります。

続きまして、システム導入委託料のものになります。こちらは、これまで紙媒体で行っていましたが年次有給休暇や特別休暇に関する申請や許可、このほかに時間外勤務に関する承認などをシステム化するものになります。各許可に関する届出を、全て紙媒体でやっていたものをシステム管理することに伴いまして、給与計算にも連動することができます。そうすると、給与計算の間違い等も回避される見込みとなっております。

以上です。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 土地売払の件ですが、市有地を県に売るということで、売った土地はどのように使われるのか、お伺いします。

それと、庶務事務システムの導入なんです、

システムに関しては約2400万円ぐらい、導入だけでかかるんですが、その後も常にシステム改修ということで予算にたくさん上がってきます。紙媒体の申請等をなくしていくということですが、それによって職員の業務の削減という面ではどの程度削減を見込んでいるのか。

また、今回、委託料に関しては一般財源を使っているんですが、財源措置があるのか、お伺いします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 歳入についてになりますが、今回、市有地を売払いをすることに伴いまして、県道下石戸上菖蒲線の北側の子どもたちと小学校の児童の歩行のための歩道の確保のための事業になります。そのため、歩道整備として2.5メートルの歩道が確保される予定となっております。

続いて、歳出なんですが、全職員が年次有給休暇を申請することになりますが、その対応が全て紙からシステム化されることになります。

1人当たりの業務量が削減するわけではないのですが、人事に関する手続が全職員、システム化によって手続が簡略化できることになります。

紙媒体の申請に伴いまして、紙の写しを人事サイドに提出する作業も削減されますので、新型コロナウイルスの感染の状況からいって、人との接触も回避されることになります。あわせて、新型コロナの対応のために、今のところ財源として一般財源を設けさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金を充てることのできる見込みとなっておりますので、今の提出の段階では一般財源を提出させていただいておりますが、10分の10、全額交付金の活用ができると考えております。

なお、人事サイドの職員の手間としまして、期末・勤勉手当の計算をする際に、病気休暇や特別休暇の休暇分を取得した分を削減、期間を除算しなければならない作業も、このシステムを活用することによって給与計算の手間が格段に下がる見込みとなっております。

以上です。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 土地売払いに関しては、歩道の整備がなされるということで、そこは中丸小学校が近くにありますので、有り難いと思うんですが、この歩道整備は17号国道からガソリンスタンドまで、何という交差点だけ……

〔「東分署」と言う人あり〕

○保角美代委員 東分署を越えて、交差点まで整備されるのか、お伺いをいたします。

それと、6ページですが、先ほど、有給の申請やいろんな休暇等の申請があったり、業務的には給料の計算がそのシステムでできるということでお伺いしたのですが、申請の全体の今までの量というのはわかりますか。何千件の申請があって、このシステムを使うのか。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 歳入についてですが、埼玉県の計画では、国道17号の交差点から東側に向

かって北本東分署までを計画しております。そのため、ガソリンスタンドのところまでは行かない予定となっております。

続いて、歳出になります。特別休暇、令和2年度におきまして93名が取得されております。紙媒体の申請が513枚上がっております。病気休暇につきましては78名、申請枚数としましては396枚、リフレッシュ休暇につきましては319名、申請枚数として314枚申請されておりましたので、その紙が削減される見込みとなっております。

以上です。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

岡村委員。

○岡村有正委員 古い事案で申し訳ないんですけども、今回の歩道部分の県の買収価格と、本市において一般競争入札だったと思うんですけども、売却を行った旧東分署用地の、その辺の価格は比較したことがありますか。あったら、いただければと思います。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 まず、単価についてですが、こちら該当する市有地につきましては3分筆されております。7丁目の142番地の1、あと7丁目の147番地1、こちらが中丸学童保育室、リサイクル事業協同組合のところの部分になります。こちらが単価としまして5万4,700円、残りの商工会の部分につきましては4万9,200円となっております。

御質問のありました比較につきましては、埼

玉県の鑑定に基づいて算定された価格になっておりますので、その比較は行っておりません。

以上です。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

○中村洋子委員 申請が紙媒体ではなくリモートでできるという状況の中で、なかなかこの申請自体が早い者順みたいな状況、例えば何日に何人が重なってしまったけれども調整するとか、そういったことは紙媒体ではなくても支障がないかどうかという、取りたくても取れない方とか、そういう方が出るか出ないかという、そういうデメリットの部分があるのか、お聞きします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 例えば、1つの課で年次有給休暇を取得する人数が同一の日に集中する場  
合については、承認する所属長のほうで調整を  
していただければと思っております。

なお、今回導入しようとしておりますシステムでは、同じ課で同一の申請があった場合は、同じ課の職員が同一の画面で確認することができるようになります。ただ、所属長が承認するかというのは、その所属長の権限に基づくものになりますので、集中された際には、調整を所属長に委ねたいと考えております。

○日高英城会長 よろしいですか。

○中村洋子委員 はい。

○日高英城会長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 人事給与業務経費のほうですけ

れども、この導入によってコストがどれだけ削減できるかということでお聞きしたいのですけれども、先ほど、ペーパーレス化で申請書とか減るようなお話もありましたけれども、そういったものが減って作業数が減ると、それに単価を掛ければコスト減となる金額が出ると思えますし、さらに言えば、給与計算での間違いが減ったりというお話もありましたので、これも作業が減る分が計算できると思うのですけれども、そういったもろもろのものを含めて、このシステムを導入することによってどれだけのコストが低減できるのか、削減できるのか、この点についてお尋ねします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 コスト面についてなんですけれども、まずこのシステムを導入することによって、費用面の削減というよりも、まず大きな点は、先ほど言ったように給与計算の間違い、あとペーパーレス化、あと病気休暇の申請につきましては、所属長から話がない限りこちらとしては対応することができません。このシステムを導入することに伴いまして、病気休暇の状況が一目でシステム上で把握することができます。産業医の協力等をいただきながら、職員の例えば心理面だとかの精神疾患で病んだ人の状況は、システムを導入することによって、即座に人事サイドで把握することができます。産業医と協力しながら、病気休暇を取得した人に対して即対応することが可能になる可能性があります。

コスト面につきましては、それぞれの職員が年次有給休暇を申請したり、そういった作業が簡略化するだけでありますので、例えば職員がこれに伴いまして減になるとかというものではございません。

以上になります。

○日高英城会長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 職員が減る、減らない、減れば減ったでそれはいいのですが、そういうことではなくて、2,400万からのお金をかけるわけです。費用対効果ですよ、かける費用に対して効果がどれだけあるのか、これをお聞きしているのです。

今回は、後ほど交付金で10分の10の補填がある見込みだということですから、これは強く言いませんけれども、そうでなければ、2400万円からの持ち出しがあって、効果がどれだけあるのかというのが明確になっていなければ、このお金をかけることがいいかがはっきり判断できないわけです。

この2,400万円は、直接的には市民の福祉の増進にはつながりません。ただ、職員の業務等が軽減されれば、それは回り回って市民の福祉の増進にはつながりますので、その効果はゼロではないですけれども、これだけのお金をかけて、その部分の見合った効果を明確に出していないということは、こういうものを出すに当たっては不十分だと思います。

もう一回聞きますけれども、どれだけの作業が減るかとか、それに対してその人の人件費を



掛ければ、それで削減できる費用、先ほど有給休暇とかの管理職が見る手間も省けると、そういったものもコスト換算できるわけです。そういったものも効果を踏まえて、これだけお金をかけるという説明をしていただかなければ、こちらとしてこの予算でいいか判断できないわけですが、そういったことを踏まえて、もう一度何か答弁をお願いします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 これまでも、このシステムの導入につきましては計画はしてきておりました。ただ、これだけの経費を一般財源で充てるというのはなかなか難しい状況でありました。先ほどもお話しさせていただきましたが、臨時交付金が活用できるという見込みが、新型コロナの関係もございますので、活用すれば一般財源の負担が軽減されるというところもありました。

なお、人事サイドでは、時間外が毎月20時間、30時間、この給与計算でかかっております。このシステムを導入することによって、1人当たりの時間単価を平均で約3,000円と考えた場合には、その時間外がどのくらい減るかは算定はしにくい部分がございますが、人事サイドの時間外勤務も、そのシステムを導入することによって、ゼロにはならないかもしれないんですけども、削減することができますので、給与計算、今のところ2人で対応しております。それが月平均で1人約20時間残業している部分が削減するとなれば、大きな効果が現れてくるの

ではないかと考えております。

○日高英城会長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今回、先ほども言いましたけれども、交付金が当たるので一般財源の持ち出しがないということであれば、とやかく言わないのですけれども、これ仮に一般財源だとしても、効果があるのであればお金をかけたっていいわけです。

お金をかけるかどうかの判断をするに当たっては、繰り返しになりますけれども、費用対効果を明確にするということであって、そのためには、費用ははっきり分かっていますから、効果が明確に出なければ駄目なわけです。そのときに、今、少し数字を言っていますけれども、そういったものを明確にして、次からきちんと説明をしていただく必要があると思いますけれども、もう一度、今後のことも踏まえて、何か答弁をお願いします。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 大嶋委員の言われるように、システム導入する際には、そこら辺の積算を明確にした上で、また対応させていただければと思います。

以上です。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

金森委員。

○金森すみ子委員 システム導入の件なんですけれども、こちら金額をぼーんと出されていますけれども、この導入に当たって、業者はどのように選んでいったのでしょうか。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 まだ、業者は選定しており  
ませんので、業者は確定しておりません。

以上です。

○日高英城会長 金森委員。

○金森すみ子委員 この予算立てというのは、ど  
うしてこういう数字が出るんですか。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 まだ業者のほうは確定して  
おりませんが、幾つかの業者とプレゼンとか受  
けさせていただきまして、それに基づいて仮の  
見積りをいただいております。

以上です。

○日高英城会長 ほかはよろしいですか。

金森委員。

○金森すみ子委員 何社ほど候補で挙がっている  
んでしょうか。

○日高英城会長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 今のところ2社です。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○日高英城会長 質疑がないようですので、質疑  
を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

○日高英城会長 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議案第41号 令和3年度北本市一  
般会計補正予算（第5号）のうち、教育部関係

の審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、  
早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

補正予算書の歳入、5ページ、公立学校情報  
機器整備費補助金、歳出は7ページ、学校管理  
費（小学校）、学校管理費（中学校）になりま  
す。

これらに対して質疑のある委員の発言を求め  
ます。

質疑ございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 まず、歳入のほうですが、公立  
学校情報機器整備費補助金ということで、ICT  
の支援員のための補助金というふうにお伺い  
しているんですが、今、ICTの支援員の任用  
状況を教えてください。

それと、小学校費、中学校費ともに、水道水  
栓レバー一式の修繕料ということで上がって  
おりますが、小学校、中学校ともレバーが何か  
所で、この積算した根拠を教えてください。

それとあと、著作物使用料に関しましても、  
今回初めて、オンラインで使用したものに  
関しての著作物法が改正されたということで、  
こちらにも積算の根拠を教えてください。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 保角委員の1つ目の質  
問のICT支援員の状況ですが、学校教育課所  
属の者となります。週3日間、1日5時間勤務

という職員でございます。

これまで、本日までの間に市内11校中10校を回っておりまして、学校ごとの研修の講師として活用させていただいております。1校につきましては、ICTに長けている者がいるので、学校の中で進めております。支援員を利用しての研修に関しては10校で行っております。

研修内容は、今回担当された大型モニター、あるいはタブレット端末の使用方法についての確認、あるいはこれを使ってどのようなものができるかという部分で、教職員の研修の中に支援員が加わった状態で進めているところでございます。

著作物のことについても触れてもよろしいですか。

著作物に関しての補償金制度でございますが、積算根拠が小学校の場合、児童1名当たり1年間で税込み132円、中学校の場合、生徒1名当たり年間198円。特別支援学級の生徒の場合はその半値となりますので、小学校の特別支援学級生徒は66円、中学校の特別支援学級の生徒は99円でございます。その金額に4月1日現在の児童・生徒数を掛けております。ちなみに、小学校は通常学級が2,591人、中学校が1,473人、特別支援学級児童は小学校73人、中学校が30人でございます。

私からは、以上でございます。

○日高英城会長 櫻井課長。

○櫻井猛博教育総務課長 レバーハンドルの交換について御説明いたします。

まず、箇所数についてでございますが、全体の箇所数なんですけれども、まず小学校が891か所で、学校に調査をかけた結果の交換希望数が731か所。中学校につきましては、既存の蛇口の数が545か所のうち、こちらも希望数が408か所。全体といたしましては、1,436か所のうち希望が上がっているものが1,139か所、率にいたしまして79.3%、約80%となっております。

積算根拠ですけれども、一般的な蛇口、学校の流しの蛇口を想定いたしまして、10か所当たりということで業者さんに見積りをしていただいた結果、レバーの交換とその交換工賃、諸経費を含めまして7万円という見積りをいただいておりますので、1か所当たり7,000円という計算で金額を算出しております。

以上です。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 支援員さんが既に配置をされて、今回、これが補助金として入ったわけですが、もう活躍中ということですが、今、研修ということで先生の研修を行っているということですが、子どもたちに関して、ICTを使った授業はどの程度進んでいるのか、関連なんですか、お伺いいたします。

それと、水道水栓レバーは一般財源で出ているのですが、何か交付税措置等はされるのか、お伺いします。

それと、教科書の著作物使用料ですが、それぞれの小・中学校の金額が、どちらに支払われて、そしてまた、著作物使用料は作者にどのよ

うに支払われるのか、その仕組みをお伺いしたいと思います。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 授業に関してですけれども、電子黒板と言われている大型モニターに関しては、昨今、授業見学に行ったときには、ほぼ全てのクラスに使われているなという印象は非常に強いです。タブレット端末につきましては、小学校は、主に写真撮影をしながら、自分の図工の作品に使ったり、体育の授業で自分のわざ等を撮って使っている部分が見受けられました。今後、様々な活用が見込まれるなど踏んでおります。

支援員も、学校の要望に応じて、授業することはできないのですけれども、授業支援をすることは可能でございますので、今後、活用していきたいと思っております。

補償金の分配の流れですが、指定管理協会がございまして、まず、そこに一括してお金が振り込まれて、そこから登録している著作権団体に補償金が分配されていくという流れになります。

様々な団体が加盟しているところでございますので、これまでは、どこの著作権物を使っていいかを各使用者が探さなければいけなかった部分があるのですが、この管理団体ができたことによって、一括してその管理団体に払うことによって、著作権者に補償金が分配されるという流れになっております。今までは個別に対応しなければならなかった部分が、この団体が

できたことによって個別対応ではなくて、一括補償金制度の分配がされるという流れになっております。

以上です。

○日高英城会長 櫻井課長。

○櫻井猛博教育総務課長 レバーハンドルの交換の財源につきましては、現在、一般財源で計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する見込みで、今のところは考えております。

以上です。

○日高英城会長 保角委員。

○保角美代委員 著作物の使用料なのですが、教科書は今、無償化ということになっておりますが、1人当たりこのくらいという積算の根拠はあるのですが、今、一般財源ということで、こちらも計上されているのですが、今後、国からの補助金なり、そういう措置は見込みがあるのか、お伺いをいたします。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 国からは地方財政措置が適用されていると聞いておりますので、それを活用しながら支払っていくことになるかと思っております。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

岡村委員。

○岡村有正委員 先ほど、保角委員からの質問に対して、今は管理協会を通じて一括で使用料を払って、そこから各著作権者に支払われると。今までは個別に支払っていたというお話があっ

たかと思うんですけども、今回、ICT、GIGAスクール構想に基づき、1人に1台という形になった関係で、こういう項目の予算が出てきていると思うんですけども、かつて本市において、このような形で著作権料を支払った経緯というものはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 平成30年度に著作権法が改正されて、この制度が適用されました。それまで、対面授業ばかりでしたので、このようなタブレット端末に物を映し出すという授業は、正直、行われていなかったのが現状でございます。これまで、平成30年度より前は、基本的に権利者ごとに個別に許諾を得る必要があったのですが、そのような授業スタイルが取れていなかったために、市は著作権料を払っていたケースはございません。

今までは、対面授業で全てやっていたので、このようなケースが、平成30年度にたまたまGIGAよりも前に起きていた制度ですけども、これを見越した上での制度設計でございますので、今後はこれが必要になってくるというところでございます。

○日高英城会長 岡村委員。

○岡村有正委員 それでは、先ほどお話があった形で、管理協会、恐らくSARTRASというところになると思うんですけども、そちらに一括で支払っていくということで、包括的に使用料を支払うという中で、実際どういう著作物、

著作権者のものを使用するかという形の手続きとか、その特定とか、そういうのはどういう形で申告とか、あるいは何かそういう特定できる、そうでない限り、著作権料というのを支払うことは管理協会もできないと思うんですけども、どういう形になっているのか、お聞かせいただければと思います。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 著作権管理協会が管理している団体が多数ございます。例えば、新聞著作権協会、視覚芸術等教育著作権協議会、あるいは出版教育著作権協議会などなど、たくさんの協議会が分配業務受託団体として所属しております。

これに関して、どのようなものを使ったかというものは、その後、サンプルにより利用報告が来ると明記されてございますので、どのようなものを使ったかということは後々、協会のほうから問合せが来るものと想定されております。

○日高英城会長 岡村委員。

○岡村有正委員 その報告というのは、例えば年に1回とか、あるいは定期的にこういう形で教材として使っているという、そういう報告を各小学校単位、あるいはクラス単位で作成したものを協会のほうに送るという形になりますか。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 今年度から実施された方法でございますので、まだ、今までの形式はないんですけども、今後、そのような形で、サンプル方式の利用報告に基づいて、分配の委

託というようなスキームになってございますので、恐らく市教委単位で報告依頼が来るのではないかと推測されます。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 著作物の関係になりますけれども、今までは、そういう著作物使用料の発生するようなケースはなかったというお話でしたけれども、今後、発生する可能性がある。どの程度これが発生すると見込んでいるのか、まずその点についてはいかがでしょうか。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 これは、教員が教材を作るときに、様々な資料を引用しながら、今までは印刷物で済んだものがあると思います。しかしながら、GIGAスクール構想に基づいて様々な電子機器が入ってきましたので、教員の負担を軽減する観点からすると、恐らく相当量の使用が見込まれるのではないかと推定されます。ただ、いかんせん今年始まったものですので、ある程度想定の利用頻度は読めてはいないところですが、子どもにとって必要なものを必要なだけ、好きなだけ使えるという部分からは、教員にとっては有り難い制度と捉えております。

○日高英城会長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 必要なものを必要な量だけ、いっぱい使ってもらってもいいと思いますし、これは定額ですから、多く使ったほうが単価が安くなるのでいいかと思うんですけども、その

裏返しで、先ほど、この管理協会を通じて著作権者に払われるもののその分配はどうやって決めるかといった場合に、サンプル調査だと。ですから、調査が来るか来ないかというのがあるかと思いますが、来た場合には報告しなければいけないと。相当数上るとなると、これは記録しておかなければいけないのかなと。

その分配の仕方もよく知りませんが、例えば先ほど新聞とか出版とかありましたけれども、「新聞を使った」でいいのか、「何々新聞を使った」とかそこまで記録するのであれば、利用の都度記録しておかないと、サンプル調査のときに対応ができなくなるかと思いますが、その辺りの対応の仕方が決まっているのかどうか、なった場合、教員等の現場の負担が増えないかどうか、そういった心配もありますけれども、どういった対応、決まっていな部分もあろうかと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○日高英城会長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 委員のおっしゃるとおりかと思いますが。基本的に今年度は、どのようなときに授業で使ったかということは、ある程度こちらとしてもサンプルは必要でございます。サンプルデータも学校ごとに来るのか、市教委で抽出して、この学校はと来るのかは定かではないので、基本的にどのようなケースで使ったかというものは、負担にならない程度で確認していく作業は必要と捉えております。

○日高英城会長 いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 あともう一つ、学校の水道のほうですけれども、希望を取られて、希望のあったところにこれを設置するという事なんです。まずその前に、これは感染防止とかということで導入されるのだと思うのですけれども、そういう意味では、レバー式でも接触がありますので、感染防止という観点からすると、非接触のほうが好ましいかと思います。という意味において、非接触のものについて検討したのかどうかで、結果、このようにレバー式になった経緯。

それからあと、話し戻りますけれども、約8割は希望していますけれども、2割は希望されていないと。それについては、どういった理由でこれは替えないのか、その他についてお尋ねします。

○日高英城会長 櫻井課長。

○櫻井猛博教育総務課長 非接触型の自動についても検討いたしました。現在、学校では、大規模改修時に各トイレについては自動水栓が設置されております。そちらにつきましては現在、汚れですとかで、センサーですので不具合が発生することもございます。また、今回新しく設置することになると、流しの形状ですとか、建物の構造も電気の関係で変わってきますので、多額の工事費、また器具1個につきまして5万から10万円程度の予算が見込まれますので、この数を整備するとなると相当額の費用がかかります。

ますので、基本的にはレバーといたしました。

また、レバーにつきましても、手の甲や肘で操作することにより、感染の拡大を低くすることが期待できるということもありますので、そちらを選択いたしました。

あと、数の8割ということなんですけれども、各学校に詳細に流しごとに計上していただきました。1つの流しで例えば5か所あった場合、5か所のうち何か所やりたいのかということで、各学校に調査をかけた結果がこの数値となります。またあと、使用頻度等も学校のほうで考慮していると思うのですけれども、その中で上がってきた数字が、このような8割という数字になっております。

以上です。

○日高英城会長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 感染防止という中で、手の甲や肘ということですが、手のひらでやるよりはリスクは少ないのだらうと思いますけれども、そういった部分の、児童・生徒に対してそれが徹底されないと十分に効果も発揮されないと思いますけれども、その辺りの対応についてはどのように考えているのでしょうか。

○日高英城会長 櫻井課長。

○櫻井猛博教育総務課長 そちらにつきましても、レバー式に交換した際には、各学校にお願いする、指導するという形で、児童・生徒へもその使い方について、手の甲や肘を使うようなことを指導していきたいと思います。

以上です。

○中村洋子副会長 日高委員、どうぞ。

○日高英城委員 すみません。議案調査のときにお聞きしたのですが、交換するレバーの部分が、器具のどこまでかというの、内部のこままで替えるのかどうかというところについて教えてください。

○中村洋子副会長 櫻井課長。

○櫻井猛博教育総務課長 基本的にはレバーのみの交換となります。また、各学校で流し、蛇口の形状というのは、設置時期ですとか工事のタイミング等によって様々なものがありますので、場合によってはこままで替える必要があるものもあるかと思いますが、基本的にはレバーのみの交換と想定しております。

以上です。

○日高英城会長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城会長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、予算決算常任委員長から総務文教分科会に送付されました議案1件の審査が終了いたしました。

なお、分科会長報告の作成については、正副会長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付し御意見を伺いたいと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○日高英城会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、副会長より閉会の挨拶をお願いい

たします。

○中村洋子副会長 以上で、予算決算常任委員会総務文教分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時40分